



みやぎ税務会計事務所通信

《 2022 年 2 月 》



税務の話題

所得税「令和3年分 確定申告」が始まります！

個人事業の方は、今年の「まとめ」をする時期が今年もやってきます。
毎年、「何となくやり過ごしている…」方も、
毎年、会計事務所に「手元にある領収書を“全部”提出している」方も、
今年はちょっとポイントを確認してみませんか？
国税庁作成の手引きをもとに、収入や経費の集計ポイントをご案内いたします。



個人事業の方だけでなく、法人経営の方にも通じる部分がありますので、
今月は、ぜひご一読ください！

〔参考資料〕国税庁「令和3年分 白色申告者の決算の手引き（一般用）」

1. まずはここから！⇒ 売上（収入）金額

ここはイメージしやすい部分ですね。
売上など、「その年中に収入することが確定した金額」です。

「その年にお金が入ってきたもの」と思われがちですが、
お金の出入りとは一致しないポイントが2点あります！

〔青色申告決算書〕

科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①

〔収支内訳書〕

科 目	金 額 (円)
収 売上(収入)金額	①
入 家事消費	②
金 その他の収入	③
額 計 (①+②+③)	④

- ① 12月までに売った（12月分として請求書を出した）けれど、
1月以降に代金を受け取るもの。→ これも令和3年の収入金額！
- ② 12月までに代金を受け取ったが、12月までに売っていない（商品を渡していない）もの。
→ これは令和3年の収入金額になりません！（売った年の収入金額です）

2. 次はこれ！⇒ 売上原価

今年の 始めにあった 在庫	今年 売った商品 終わった現場 にかかった金額
今年買った 商品・材料・ 外注費 など	今年12/31の 在庫・今年の 売上でない原価

商品仕入など、「売上を得るためにかかった金額」です。

収入金額と同じく、「その年にお金を払ったもの」と
思われがちですが、左図のように計算をしますので、
お金の支払い ≠ 売上原価 の場合があります。
一度、区分して考えてみましょう。

+ - =

この黄色部分が「売上原価」です。

